

淀川水系流域委員会準備会議への諮問

【 諮 問 】

今後、設置する淀川水系流域委員会のあり方について

【諮問理由】

建設省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなった。

については、近畿地方建設局でも学識経験者や住民の皆さんから意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するため、各水系において「流域委員会」の設置を予定している。

今回、「淀川水系河川整備計画」(直轄管理区間を基本)の策定に際し、学識経験者等から意見を頂くための『淀川水系流域委員会』を設置するにあたり、この流域委員会のあり方について問うものである。